

投票日 7月10日(日)

投票時間は午前7時から午後8時まで

●投票できる人

平成10年7月11日までに生まれた人で、平成28年3月21日以前から引き続き鞍手町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人

●投票場所

選挙管理委員会から郵送する入場券に書いてあります

●持ってくるもの

選挙管理委員会から郵送する入場券(はがき)

▶なくした人や選挙当日に忘れた人は…運転免許証や保険証など本人確認ができるものがあれば投票できます。投票所で係員に申し出てください

●投票方法

投票には、選挙区選挙と比例代表選挙の2種類があります。

●**選挙区選挙** 投票したいと思う候補者の氏名を1人だけ書いてください

●**比例代表選挙** 投票したいと思う候補者の氏名を1人だけ、または政党の名前を1つだけ書いてください

▶身体に障がいがある人は…障がいや字を書くことができない人は「代理投票」、視覚障がいのある人は「点字投票」ができます。希望する人は投票所で係員に申し出てください

選挙当日に投票所で投票ができない人は…

仕事や旅行などで投票日に投票ができない人は期日前投票ができます。また、病院や施設に入院・入所している人、身体に重い障がいがある人、長期の出張や旅行で不在の人で投票日に投票できない人は、不在者投票ができます。

●期日前投票

●**とき** 6月23日(木)から7月9日(土)まで

時間は午前8時30分から午後8時まで

●**ところ** 鞍手町選挙管理委員会事務室(役場玄関に向かって右側)

●**必要なもの** 入場券または本人確認ができるもの(運転免許証や保険証など)

●不在者投票

●**指定された病院や施設に入院・入所している人** 入院・入所している病院や施設で不在者投票ができます。事前に病院や施設の職員にお尋ねください

●**身体に重い障がいがある人** 身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人、介護保険被保険者証の要介護5及び免疫障がいの程度が1級から3級に当たる人は、自宅で「郵送等による不在者投票」ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。なお、投票用紙に自分で記載ができない人は、事前に手続きをすれば代理記載人に記載してもらうことができます

●**長期の出張や旅行の人** 事前に投票用紙を請求しておけば、滞在している市区町村の選挙管理委員会ですべて不在者投票をすることができます

投票をお忘れなく!!

参議院議員通常選挙

お問い合わせ

選挙に関する疑問や質問は、鞍手町選挙管理委員会
☎42局2111番(内線238)まで

